

(理事会資料) 「第5次犯罪被害者等基本計画(案)」に於ける施策検証

11月4日公表された「第5次基本計画(案)」に表記された具体的な施策について検証します。

検証事項	基本計画該当箇所	基本計画施策概要	コメント
(1)「犯罪被害者等基本法」の基本理念の適用	P1.I 策定方針	「犯罪被害者等」とは、犯罪被害者等基本法第2条第2項の定義の通り、犯罪等により害を被った者及びその家族・遺族をいい、犯罪の種別、故意・過失の別起訴・不起訴の別等の限定は一切付されていない。	*表示上は第4次基本計画と全く同一だが、具体的な施策と連動せず、一般の刑事事件被害者とは分離された。
(2)「医療観察法」被害者等への支援施策の検討・実施	P42.(3)医療観察法事件における関与	「医療観察法」の被害者の立場に立てば、理不尽に被害に遭ったことになり、通常の刑事事件の各制度と調和を図りながら、被害者等のニーズに応えていくための施策を検討・実施していく。	*「医療観察法」事案の被害者支援に言及した初の表記で、「第5次基本計画」の成果。具体的な施策の点検重要。
(3)「医療観察法」被害者等への審判傍聴・信条伝達等情報提供の拡充	P43.イ.医療観察対象事件被害者の処遇改善 P44.現行制度の目的を前提の多角的検討	一般刑事事件と医療観察法事件被害者の処遇格差の不合理について改善を検討する。 ・医療審判における代理人弁護士・付添人の傍聬 ・被害者の心情聴取、対象者への被害者情報伝達	*医療観察法被害者の処遇格差を「不合理」と表示したのは評価するが、これまで放置したことへの反省、今後の施策注視
(4)「不起訴事案」に関する適切な情報提供	P47.(12)ア.不起訴記録 イ.制度説明	ア.不起訴記録の弾力的開示の周知徹底 イ.検察官による不起訴処分の理由・支援等の説明	*当然のことであるが、検察・保護観察所等への周知徹底を。
(5)医療審判傍聴制度	P49.(22)医療審判傍聴制度の充実	検察官が医療観察の申立てをした事件について、被害者等から傍聴の申し出があった場合、裁判所に被害者の意向を適切に伝える。	*この間の要望に応える内容であるが、被害者の意向を伝える具体的な手法の明確化必要。
(6)医療観察対象者の情報提供	P.52(10)医療観察対象者の情報提供	医療観察対象者の処遇段階等に関する情報提供について改善を図り、引き続き運用状況の把握と制度の見直し・改善を図る。	*現行の情報提供制度は、対象者の処遇状況について制限があり見直し・改善が必要。
(7)医療観察法における被害者等への配慮	P52.(11)医療観察法事件の被害者への配慮	保護観察所において、医療観察事件の被害者等から、相談等を受けた場合は、2次被害等を起こさないよう十分配慮し、必要に応じて関係機関と共有する。	*保護観察所との関係については、被害者支援の専任担当の配置等具体化が必要。
(8)医療観察法に於ける被害者等の関与	P52.(12)医療観察法事件における被害者の関与	医療観察法における被害者の心情等を医療従事者が把握し、処遇対象者の聞き取り等により、社会復帰を促進するか判断することが必要となる。	*医療機関における、被害者と対象者の情報共有による、社会復帰促進の可能性把握。